

平成 28 年度第 3 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 28 年 9 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 第 2 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」
- (2) 報告第 5 号「立地適正化計画の素案について」
- (3) 報告第 6 号「(仮称) 岡崎市開発許可基本条例（案）について」

4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	小川 英明
学識経験者	松本 壮一郎
学識経験者	松本 幸正
学識経験者	宇野 勇治
学識経験者	清水 啓子
学識経験者	小久井 正秋
岡崎市議会議員	鈴木 雅子
岡崎市議会議員	杉浦 久直
岡崎市議会議員	三浦 康宏
岡崎市議会議員	鈴木 英樹
岡崎市議会議員	村越 恵子
市の住民	石井 美紀
市の住民	齋尾 裕史

5 説明者

都市整備部都市計画課長 新井 正徳
建築部建築指導課長 鈴木 広行

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、松本幸正委員及び鈴木雅子委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市整備部都市計画課総務班長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 第2号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(説明)

議長が第2号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(新井都市計画課長)から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 変更理由
- (3) 変更状況調書
- (4) 縦覧結果報告

9 第2号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

松本(幸)委員：

図面に示してあるものは、既存の生産緑地地区も含まれているということでしょうか。

事務局(松澤都市計画課計画班長)：

はい。

松本(幸)委員：

例えば、資料7ページの図面では番号がそれぞれ違うが、これはそれぞれが一つの団地ということでしょうか。

事務局(都市計画課計画班長)：

はい。

松本(幸)委員：

資料8ページに示してあるリング状の括りの記号は、地番が変更された時に表示しているものか。

事務局(都市計画課計画班長)：

一団の固まりとして団地を成している部分がリング状の括りの記号で示してある。例えば、資料8ページの番号1-149の中に今回黄色に色塗りした部分があるが、もともとは3箇所が繋がって一団として指定されていたものが、今回そのうちの黄色に色塗りした部分が除外される、という見方になる。

松本(幸)委員：

一団地のうち一部が除外されるものが「一部除外」で、一団地すべてがなくなる場合が「除外」ということでしょうか。

事務局(都市計画課計画班長)：

はい。

松本（幸）委員：

例えば、番号1-128の場合、資料4ページの一覧表で見ると3つに区分されていて、図面上は一区画になっているが、これはどのように読めばよいか。

事務局（都市計画課計画班長）：

例えば道路や水路等によって分割されている場合は、先ほどのリング状の括りの記号で示すことになるが、番号1-128の場合は分割する道路や水路がない状況において地番（筆）が分かれているので、箇所別調書では3段に分けて記載している。

松本（幸）委員：

そうすると、番号1-128の3筆については、地権者3名ともが故障により、制限解除したということによいか。

事務局（都市計画課計画班長）：

基本的には3筆に分かれているが、おひとりの地権者から買取りの申し出があったものである。

松本（幸）委員：

個別の状況はともあれ、おひとりの地権者かもしれないし、複数の地権者の場合もあるということによいか。

事務局（都市計画課計画班長）：

はい。

松本（幸）委員：

今回、公共用地としての買取りがあつて、内容は学校と道路ということだが、公園等の緑地として買い取った事例はなく、今後も今のところ予定はないということによいか。

事務局（都市計画課計画班長）：

平成27年度に買取りの申し出があつた中では、公園用地として取得した場所はない。ただし、今後についてはもう少し生産緑地制度のあり方を踏まえ、有効に活用できる手法について、担当部局と調整しながら検討を進める必要があると考えている。

松本（幸）委員：

今回買取りの申し出があつた所で、公園として都市計画決定されている所はなかったということによいか。

事務局（都市計画課計画班長）：

はい。

松本（壮）委員：

資料9ページ、10ページ、11ページは、該当図面上の生産緑地が一箇所のみで、その一箇所が除外されているものであるが、図面上、近くに公園等もあるので問題はないのであろうが、神社仏閣や緑道などが近くにあれば図面上に表示することはできないか。今後このような例は増えてくると思われるので、本当に解除していいのか、あるいは無理をしても公共用地として買い取るべきなのかを判断する一つの材料になると思うので、可能であれば検討してほしい。

事務局（都市計画課計画班長）：

都市農地のあり方については非常に大きな課題であるとの考えを深めていく必要があると考えている。ただ、国において平成27年に都市農業振興法という法律ができ、国の農政担当部局により都市農業振興基本計画の策定が始められている。その中で国土交通省が、今後、生産緑地のあり方についてどのような考え方を示すかというところにも注目しているが、今のところ、まだ具体的な方向性は示されるに至っていない。ただ、我々自治体としては、都市農地のあり方ということに関し、公園緑地部局、また農政部局とも協力しつつ、また総合雨水対策計画も本市では策定していることから、このような計画とも連動する中で今後の有効な活用の仕方について引き続き研究していく必要があると考えている。

小川会長：

本審議会では毎年一回この時期にこの生産緑地についての議案が提出されている中で、生産緑地法はあと何年かで区切りがつく、そして、生産緑地自体は毎年減少していく、このような状況の中で、あらかじめ、特に市街化区域内の農地についてどのような活用を今後考えていけばいいのか、国としての政策の色はまだ出てきていないが、岡崎市として何か考えられないかという意見をいつもいただくところであるが、何か考えはあるか。

事務局（都市計画課計画班長）：

具体的な考えというものは現在のところ、ない状況であるが、このあとの報告案件として議題に提出している立地適正化計画の策定も進めている。この立地適正化計画の中で生産緑地というものがどのような位置づけになるのかということもきちんと整理していく必要があると考えているし、繰り返しになるが、総合雨水対策計画における都市の貯水機能ということに対して生産緑地がどのような役割を果たせるのか、それから、防災都市づくりの観点から言えば、生産緑地が果たす空地としての役割など、様々な活用の仕方があると考えられる。まだ具体的な方向性を示すことができていないところではあるが、今後具体的な施策をひとつでも示すことができるよう努力していきたい。

小川会長：

生産緑地としての制度があと何年ぐらいで決着がつくのか、その決着がつく前に国の方針が出るものと思われるが、生産緑地の指定が始まってから現在まで、どの程度の生産緑地が減少したのかというデータを少し整理してもらいたいと思う。それから、解除された生産緑地については、その理由が従事者の故障等ということであるが、農地として活用を続けられているのか、例えば稲作から果樹園のような形態に転作されているのか、あるいは

は雑種地扱いのように実際には耕作放棄地に近い状態になっているのか、というような状況も目途がつくのであれば調べて示してもらえると参考になる。生産緑地解除のあと、売却されたであるとか宅地化されたであるとかの状況についても可能であれば調べていただくことで、生産緑地の今後の動向についてもある程度予測できるのではないかとと思われる。

小久井委員：

生産緑地の制度ができてから随分経つが、現在耕作している方が高齢化しており、次の世代が市街化区域内の農地の中で、耕作し作物を生産して生活していくということは有り得ないのではないかとと思われる。現在の耕作者の世代が辛うじて耕作を続けているというのが現状であると思う。この現状を好転させていくのはまず不可能ではないかと思われるが、耕作放棄地にならないようにするためにも、専業農家がお手伝いできると良いのだが、あまりにも区画が狭い、また道路からの車両進入等の問題や周辺に落ちた泥の掃除の問題など、非常にコストがかかり、お手伝いしてあげたくてもやりようがない状況である。また、新しく近隣に転入してきた住民の方々から、農地であるが故に発生する周辺環境に対するクレームを頂くことなどもあり、耕作をやる気になっていてもモチベーションがあがらないのが現状であると思う。新しく近隣に転入してきた方々への理解が得られる、あるいはこれらの方々の意識が変わるような状況にならないとこの問題は解決しないのではないか。

小川会長：

市街化区域内の農地における様々な機能や役割については、事務局からも回答していただいたとおりであるが、活用の方策について、岡崎市としても早めに何らかの案を示してもらえればと思う。また、次の議題でもある立地適正化計画の中ではどのような形で生産緑地を位置付けていくのか、オープンスペースとしてどのような利活用が可能であるのかも含めて検討していただければと思う。

議長が第2号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

10 報告第5号「立地適正化計画の素案について」(説明)

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(都市計画課長)から説明した。

- (1) 経過説明
- (2) 立地適正化計画(素案)の概要説明
- (3) 今後の予定

11 報告第5号「立地適正化計画の素案について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

杉浦委員：

計画の中で、JR岡崎駅周辺における公共交通のあり方についてはどのように考えてい

るか。

事務局（松澤都市計画課計画班長）：

立地適正化計画はコンパクトシティプラスネットワークの考え方が大切であるということは、これまでもお示しさせていただいているが、計画を進める上で大切だと言われているのは、地域公共交通網形成計画をきちんと作成し、その中で交通に対する方策を講じていくということになっている。本市は地域公共交通網形成計画を今年度のはじめに策定したが、これは立地適正化計画に関わる部分ということではなく、従来のバス路線の堅持という目的で一旦策定したものであり、JR岡崎駅周辺の病院へのバスであったり、フィーダー的なバスの運行ということに対しては、今後検討が必要であり、交通政策室と連携しながら、平成30年度を目途に立地適正化計画の居住誘導区域の設定と合わせて検討を進めていきたいと考えている。

鈴木（英）委員：

今の岡崎市の人口ビジョンでは平成32年が人口のピークと想定されているが、平成67年がピークと想定している別の指標もある。その中でこの計画は一応平成50年までの計画となっており、人口動向の捉え方によっては今後の取り組み方が変わってくると思われるが、若年層を市街地に誘導することで中心部の再活性化に繋がると考えられるので、そのような施策に取り組むことを期待したい。

事務局（都市計画課計画班班長）：

若い方に中心部に住んでいただくことについては難しい問題も抱えているが、この計画を良いものにしていくためにも、ぜひ実現していきたいと考えている。

小川会長：

人口ピークの問題についてはどのように考えているか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

立地適正化計画を策定するにあたっては、まち・ひと・しごと総合戦略における岡崎市の人口ビジョンを見据え、平成42年をピークとして計画を策定している。ただ、ご指摘にもあったように、もう少しピークが先になるのではないかという想定も意識して取り組んでいきたいと考えているが、一般の市民の方々にはまだまだ人口減少の問題を意識していただけていない状況の中で、気づいた時には人口の空洞化が進んでいたということがないように、本市としては今のうちから立地適正化計画に取り組み、市民の方々にも理解を深めていただければと考えている。

鈴木（雅）委員：

立地適正化計画を策定することで受けられる補助金を目先の目的としてはならないということからすると、計画の中での20年間のスパンをどう考えるか。途中途中の段階における計画をぜひ立ててほしいと思うが、どのように考えているか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

今年度末に一旦定める計画の中では、具体的な目標値や指標は示していない状況である。居住誘導に関する検討についてはまだ継続検討の段階にあることから、平成30年度までには目標や指標に関する事項を整理して示す予定である。計画の進行管理について、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であると位置づけられるものであるため、都市計画マスタープランの進行管理と同調するような形でどのように示すことができるのか検討していきたい。

鈴木（雅）委員：

指標というのは、ひとつには人口だと思うが、例えば居住誘導区域として設定する市街地の人口をどれだけ回復させるかというような指標になるのか。また、居住誘導区域から外れた地域の人口減少についてはある程度やむを得ないということになるのか。これら周辺部における人口減少に対する計画はないのか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

現時点で本市として何を持って指標とするかについては明確なビジョンを持っていないのが実情であるが、例えば、ある特定の地区を限定し現状の人口密度がどれくらいだからそれを目標年次までにどれくらいの人口密度になるように集約化を図るということであるとか、集合型の住宅を推奨するような場合はそれに対する需要がどのような方向性となるのか、というようなことを指標に定めることなどが考えられるが、引き続き検討し、機会がある度に本審議会にも報告できればと思う。また、周辺部の人口減少については、将来のコミュニティが維持できるような地域の堅持に努めていくことが必要であると考えている。

市街化調整区域、例えば額田地域の中でも拠点となる地区があると思うので、そのような所へ集約化が図られようになり、その中で地域が長く存続していくような手法を、立地適正化計画以外の例えば土地利用基本計画や山村振興計画などとも連携しながら考えていく必要があると考えている。また、市街化区域においては立地適正化計画の中で地域拠点を設け、地域拠点を中心とした居住区域の広がりが確保できるようになれば望ましいと考える。

鈴木（雅）委員：

額田地域も拠点を作ってそこに集約するというような話があったが、やはり限界集落といわれるような場所に頑張って住んでいただいている方々がいて、そこにある自然や農地が守られ、下流部で豊かな水の恩恵を受けているという現状の中で、本当にそのような手法が良いのであろうかと思う。また、資料（概要版）の1ページにあるように、市内の周辺部から中心部への移住を図るのではなく、市外から転入してくる方々に本市中心部への居住を選んでもらいたいということであるが、旧市街地は道が狭く、そのような場所へ若い方々がわざわざ転居するのであろうか。まず、なぜ旧市街地の人口が減少してしまったのかという分析から始めないと、そこにもう一度人を呼び戻すことは難しいのではないかと。

事務局（都市計画課計画班班長）：

そこに住んでいただく方々がいる限りその区域は存続していくものと考えており、それを行政の力でコントロールすることは難しい。また、中心部の人口がなぜ減少したのかという分析や道が狭い旧市街地に若い世代が住むのかということについて、これまでの立地適正化計画策定の検討においては、地価が高く若い世代には手が出しにくいであるとか、若い世代が一旦実家を離れると親世代が亡くなった後もなかなか元の場所には戻ってこないなど、概ねのイメージは掴んでいるところであるが、それらの解消に挑戦していくということが立地適正化計画において求められていることでもあるので、どのような施策が有効であるかの検討について取り組んでいきたい。

齋尾委員：

周辺部への対応については、人口が減少して都市機能が維持できなくなった時、いかにその場所に中心部へのアクセスなどのネットワークを築くかということがこの計画の大きな柱であると思っている。また、計画の中では誘導地域の魅力を高めるとあるが、具体的に誘導とは何をどうようにするのか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

結果として、都市としての魅力がなければ住んでいただけないであろうし、周辺部であってもそこでの暮らしやすさが確保されているから今の実情があると思う。本市を選んでいただき、住み続けていただくことを実現していくために何が必要であるのかを考えていく必要があると思う。

齋尾委員：

誘導するということについて、もう少し具体的な事例や手法を計画の中で示すべきではないか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

何を基に誘導を図るのかということについては、立地の適正化を図る基本的な方針の中で謳う居住の誘導方針や都市機能の誘導方針と合わせ、立地適正化計画懇談会や本審議会でもいただいた意見も含めて、事務局としての考え方をまとめているところである。また、具体的な誘導の施策ということについて、東岡崎駅周辺で言えば、乙川リバーフロント地区整備や北東街区の整備、太陽の城跡地の活用などを今後具体化していくことであったり、JR岡崎駅周辺で言えば、病院を誘致していくことやコンベンションホールを誘致することなどが、今のところの具体的な施策であると考えている。

石井委員：

例えば、東京や名古屋などの大都市において策定する立地適正化計画と岡崎市において策定する立地適正化計画では、意味合いも目指すべきところも違ったものになるのではないか。岡崎市にコンパクトシティが必要であるということについての市民のコンセンサスが本当に得られるのか。市民の間で岡崎市の未来について真剣に考えるべき時期が来たのだと考えている。そういった意味ではパブリックコメントにおいて様々な意見が出ること

を期待している。パブリックコメントや地区別説明会開催の周知や広報の方法はどのように考えているか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

パブリックコメント実施や説明会開催の周知の方法については、市民の方々に対しては市政だによりにより周知を図っている。今回については、東岡崎駅とJR岡崎駅周辺における都市機能の誘導に関する計画を定めるものであるが、今後、居住誘導区域を定める時や各地域拠点を決める時には、より多くの市民の方々に意見を求める手法を考える必要があると思う。ただ、都市計画の分野においては行政が主導することが必要な部分もあり、そのようなことについて市民の方々にいかに理解していただくかということも検討していく必要があると考えている。

石井委員：

居住誘導区域を設定する際には、もう少し市民が理解して判断しやすい意見聴取の手法を考えてほしい。

小久井委員：

将来にわたり暮らしやすい街を維持・継続していくためには、商業、工業、農業のバランスがとれていることが重要であると考えている。

松本（壮）委員：

農業に関しては、かつて人口増加とともに郊外の農地などを開発して広がった周辺部の住宅地なども今後人口減少に転じるのではないかと想像している。例えば、30年前の郊外の状況はどのようなようであったか。かつての状況に戻っていくような形で人が減ってしまったような場所で実施できるような新しい農業のあり方を考えていくべきではないか。また、中心部では地価が高く住宅が取得しにくい状況ではあるが、建物の高層化など中心部において住居を得やすい施策を実施するとともに、中心部での新しいライフスタイルの魅力を市民に周知していくことが大切なのではないか。また、駅周辺の拠点整備ということについても、もう少し面として整備することに行政が責任を持つべきではないか。岡崎独自のコンパクトシティのあり方を早急に示していかないと市民からの支持は得られないのではないかと思う。

事務局（都市計画課計画班班長）：

今後、市民の方々にどのような形で理解を得ていくかを検討していく上で参考にさせていただきたい。

鈴木（雅）委員：

中心部における居住の困難さの問題やバスなど公共交通のネットワークの問題も含めて市民のみなさんに意見を聞きながら計画策定を進めていかなければならないと思うが、なぜこれほど策定を急ぐのか。

事務局（都市計画課計画班班長）：

将来、岡崎は早く取り組みを始めて良かったとあっていただける時が来ればと考えている。全国で様々な自治体がこの立地適正化計画の策定に取り組んでいる。また、立地適正化計画の策定に本当に取り組まなければならないのかと迷っている自治体もあると聞いている。ただ、少しずつ全国的な受け止め方も変化してきている中で、早く取り組んだ方が望ましいという方向に傾き始めている自治体もあるように聞いている。気づいた時には手遅れになっていたということにならないよう、取り組みを始めているところである。

松本（壮）委員：

都市計画マスタープランなど、今までにしっかり取り組んできた既存の計画に載せていることを立地適正化計画に載せただけなのではないか。ここまでの計画を見る限りでは、まだ目新しい方向性や施策は打ち出されていないように思う。

事務局（都市計画課計画班班長）：

岡崎ならではの計画となるよう、今後も継続して居住誘導区域についての検討も進めていきたい。

宇野委員：

立地適正化計画の最終的な姿というのは、コストのかかる部分についてどのように判断していくかということにあると思う。今後、様々なリサーチをしていくことと思うが、居住誘導区域に関する理解を得るための説明に際し、例えば、人口一人あたりのインフラコストなど様々な指標を整備していくことも大切なのではないか。また、外からの転入者を中心部の地域に誘導するという趣旨の話もあったが、例えば子育てをしている時期は緑の多い周辺部に住み、高齢になってからは便利な中心部に移動してくるというような、市内における転居を円滑にしていくことがコストコントロールの面からも大切なのではないかと思う。

齋尾委員：

計画の中に目新しい施策はなかったとしても、今後の人口減少社会においては、インフラ整備なども含め、どうしても中心部と周辺部の利便性の格差ができてしまうことを市民のみなさんに認識していただき、それぞれのライフスタイルを判断する上での材料としていただくという意味では、この立地適正化計画を提案していくことは大切であると思う。

松本（幸）委員：

どうしても議論が居住誘導の方に向かってしまい、そちらへの関心が先行してしまっているという印象を受けている。今回については、都市機能誘導区域と都市機能誘導施設についてのパブリックコメントが欲しいものと思うので、その部分の判断をすることに市民のみなさんの目が向くような記載の工夫をした方が良いのではないか。

小川会長：

この議題に関しては、先ほど事務局からも説明があったように次の都市計画審議会でも

意見聴取の機会があるので、その場でパブリックコメントや地元説明会の報告もいただければと思う。この計画については、前回の審議会も含めて本当に様々なご意見をいただいているが、市民の方々も含めどのようにレスポンスすればいいのかわかりづらいテーマでもあり、また、人口減少が目に見える状態ではない中で、計画を読み込んで反応する必然性がまだまだ薄い状態でもある。そのような中では、市街化区域だけの問題として論点を設定するだけでなく、岡崎市全体のことを視野に入れて論ずる必要がある。この入れるべき視野について非常に多様な論点が出ているところであるが、この都市計画審議会の場においては、岡崎市の都市づくりにおける基本的な最上位計画である都市計画マスタープランに沿っていくことになる。とはいえ、都市計画マスタープランについてもこの立地適正化計画以前に策定されたものであり、立地適正化計画の中で想定されている状況を必ずしも反映しきれていないわけではないが、現在の都市計画マスタープランのフレームの中で、立地適正化計画については、今回は都市機能誘導区域と都市機能誘導施設を2つの都心ゾーンにおいて提案しているということに主眼をおいて議論を進めていければと思う。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

12 報告第6号「(仮称)岡崎市開発許可基本条例(案)について」(説明)

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木建築指導課長)から説明した。

- (1) 経過説明
- (2) 資料の確認
- (3) パブリックコメント実施結果
- (4) (仮称)岡崎市開発許可基本条例(案)の概要説明
- (5) 今後のスケジュールについて

13 報告第6号「(仮称)岡崎市開発許可基本条例(案)について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

松本(幸)委員：

今後新たな開発案件が出てきた場合に上位計画との整合性を確認することと思われるが、条文のどの部分でそれを読み取ればよいか。また、市街化調整区域内地区計画として運用が許されている部分については、条文のどの部分で読み取ればよいか。

事務局(倉橋建築指導課開発審査班長)：

上位計画との整合性については、総則の「目的」の部分で「都市計画マスタープラン」及び「土地利用基本条例」に掲げた本市の土地利用に関する方針を実現するため、と規定している。また、第5条において、「事業者の義務」として、総合計画、都市計画マスタープラン、土地利用基本計画、総合雨水対策計画等、関係する市の諸計画に適合するものとしなければならない、と位置づけている。調整区域内地区計画については、規則等において具体的に示していきたい。調整区域内地区計画のガイドラインについては都市計画課か

ら公表されており、これとの整合を図っていく。

松本（幸）委員：

実際に開発が行われた時の、地域住民への説明であるとか協議であるとかいったものは、当然プロセスにおいて行われるものと思われるが、基本条例の中ではそれらの規定はせず、規則等に委ねるということか。

事務局（建築指導課開発審査班長）：

第3条の「地域住民への説明」に規定している。現在は、実際に開発行為を行う場合は該当地に隣接する土地所有者の同意を求めているが、基本条例においてこれらの手続等に関する細部まで定めることは考えていない。ただ、規模の大きい開発については、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の中で説明会実施の義務が課せられているところであるし、小規模な開発においても、地域住民への周知・説明をきちんと行うよう指導を徹底していくという前提で、この第3条を記載している。

松本（幸）委員：

何を開発行為とするか、どこまでを関係住民と位置づけるかにもよるが、基本的には地域住民の同意を得て進めることが何より望ましいと思うので、文言として条文のどこかにそのことを記載する必要があるかについても検討してほしい。

事務局（建築指導課開発審査班長）：

参考にさせていただく。

小川会長：

現在の市街化調整区域における開発がどのような状況になっているのか、また、今後の調整区域内における生活拠点や住環境のあり方も含めて、土地利用基本計画や先ほど報告のあった立地適正化計画とも合わせて議論いただき、担当部局から今後の審議会の場でも報告いただきたい。

また、条例案については法規部局等と細部を調整して事務を進め、議会で審議していただければよい。

議長が報告第6号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

14 その他

事務局から次回の第4回都市計画審議会の開催日時が平成29年1月23日（月）午後1時30分の予定であることを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第3回都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

都市計画審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
